

# Counseling Room

家庭問題カウンセリングルーム

## 第148回

公益社団法人 家庭問題情報センター ささきともあき 佐々木 友昭

## 高齢の親の介護をめぐる

孝子（仮名）さんは、これまで熱心にお母さんの介護をしてきましたが、お母さんと同居する弟さんから、孝子さんが掃除機を壊したので弁償するよう強く言われて、どうしたらよいか困ってしまい相談にいられました。その結末は……。

**孝（孝子）** 先日、私の弟が、私が掃除機を壊したと言い張り、弁償するよう言ってきました。弟は、今月中に新しい掃除機を買うよう強く言っているのですが、どうしたらよいか困っています。弟は、事あるごとに、私のやることに文句を言ったり、ひどい言葉で脅してくるので、精神的に参っています。

**カ（カウンセラー）** それは大変お困りですね。もう少し詳しく今回のご事情をお話していただけますか。

**孝** 母は、A市で私の弟の家族と同居しています。私は、B市に住んでいるのですが、定期的に母のところを訪ねて、母の世話をしています。これまで弟が母のために買った掃除機を使って母の部屋の掃

除をしていました。ところが、先日、その掃除機が突然動かなくなってしまうしました。そのことを弟に話したところ、私が掃除機を壊したのだから、新しい掃除機を買うよう強く言ってきました。

**カ** それについてはどのようにお考えですか。

**孝** そもそも、その掃除機は相当古いもので、壊れたのは寿命だと思えます。だから、新しい掃除機を買うのは納得できません。

**カ** そのことを弟さんに話しましたか。

**孝** 話していません。弟は、いつも、すごい剣幕で言ってくるので、怖くて何も言えなくなっています。

**カ** 弟さんとはなかなか話し合うことがで

きないのですね。しかしながら、あなたは、新しい掃除機を買うのは納得がいかないと思っておられるのですね。それでは、そのことを手紙やメールなどでお伝えになられたらどうでしょう。

**孝** 分かりました。弟にメールで伝えてみようと思います。

**カ** ところで、お母さんは今、どのような生活を送っておられるのですか。

**孝** 母は、89歳と高齢で、既に父は亡くなり、二世帯住宅の1階に一人で生活しています。その2階に弟の家族が住んでいます。母は、要介護2で、デイサービスを利用しています。また、母は物忘れがひどく、私のことを「お母さん」と呼んだりするので、先日、お医者さんに診て

もらったところ、認知症がかなり進んでいると言われました。

**カ** お母さんの世話はどのようにされているのですか。

**孝** 母の世話は、私と弟と妹の3人で分担していますが、実際には、弟はあまり世話をしていません。しかしながら、弟は自分の判断で、母の通うデイサービスの施設や病院を決めたり、先日も自分の考えと違うと言って、突然、デイサービスの施設を変えてしまいました。私や妹が反対しても、言うことを聞きません。

**カ** その他にも、お母さんのことで何か困っていることがありますか。

**孝** 実は、母の預金を弟が自分のために使っているのではないかと疑っています。父が亡くなった際、母も相当のお金を相続しました。弟が母の預金通帳を持っていてのですが、母の預金通帳を見せてほしいと頼んでも見せてくれません。また、母の住んでいる二世帯住宅の土地と建物も、父の名義のまま、名義変更ができていません。どうしたらよいでしょうか。

**カ** 弟さんと揉め事が続くようであれば、家庭裁判所に親族関係調整調停を申し立てて、調停委員に仲介してもらって解決する方法があります。また、お母さんの財産管理や介護、治療の方針などについて問題があれば、成年後見制度を利用す

る方法があります。まず、掃除機の件について弟さんとメールなどで話し合ってみてください。

**孝** 分かりました。やってみます。また困ったら相談に伺います。

— 約1か月後 —

**孝** その後、メールで自分の考えを伝えたところ、弟から「お前のものを壊してやる」という返信が来て、恐ろしくなりました。弟とは話し合いで解決することはできないと思います。そして、弟は母に黙って母の預金を引き出して自分の遊興費に使っているに違いありません。このままでは母の生活資金が底をついてしまいます。そこで、母の財産管理等を専門家に任せたいと思っています。どのようにしたらよいでしょうか。

**カ** 前回ご説明しました成年後見制度を利用する方法があります。成年後見制度を利用して、家庭裁判所がお母さんが財産管理をする能力に欠ける状態であると判断した場合、お母さんの身上保護と財産管理を行う成年後見人が選任されます。その成年後見人には、親族が選ばれる場合がありますが、親族で誰を成年後見人にするか意見が食い違う場合などでは、弁護士や司法書士などの第三者の専門職が選任されることがあります。そうすると、第三者の専門職がお母さんの財産管理等を行ってくれます。また、未解決で

あるお父さん名義の不動産の名義変更についても相談することができます。

**孝** 分かりました。成年後見制度を利用しようと思います。まず、どのようにしたらよいでしょうか。

**カ** お母さんがお住いのA市を管轄する家庭裁判所に行つて、申立て書類一式をもらつて、申立てに必要な書類を取り寄せたり作成したりする必要があります。その際、お母さんがお住まいのA市成年後見支援センターが相談に乗ってくれます。

**孝** これから直ぐに家庭裁判所に行つてきます。どうもありがとうございます。

その後、孝子さんは、書類をそろえて家庭裁判所にお母さんの後見開始の申立てを行った結果、第三者の弁護士がお母さんの成年後見人に選任されました。その後、お母さんの預金通帳が弟さんから成年後見人に引き継がれて、適正な財産管理が行われているということでした。

なお、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると言われる中、2023年6月14日に認知症の人が希望を持って暮らせるよう国や自治体の取組を定めた認知症基本法が成立したところで

